

＜重要なお知らせ＞

今般、これまでの下請法が改正され、令和8年1月1日から、中小受託取引適正化法（取適法）が施行されます。

それに伴い、顧客に納品するなど、一定の条件を満たす運送委託取引は同法の対象となり、荷主に対して新たに義務が課されたり、禁止行為が定められることになります。

詳細は、公正取引委員会ウェブサイトをご覧いただくか、以下に記載の相談窓口までお尋ねください。

● 中小受託取引適正化法ガイドブック ●

「下請法」は「取適法」へ

～知っておきたい制度改正のポイント（令和8年1月1日）～

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>



下請法（取適法）相談窓口一覧

管轄（都道府県）	担当窓口
関東甲信越（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、神奈川県）を含む全国	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課 電話：03-3581-3375
北海道	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 下請課 電話：011-231-6300
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	公正取引委員会事務総局 東北事務所 下請課 電話：022-225-8420
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課 電話：052-961-9424
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 下請課 電話：06-6941-2176
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	公正取引委員会事務総局 中国支所 下請課 電話：082-228-1520
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	公正取引委員会事務総局 四国支所 下請課 電話：087-811-1758
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課 電話：092-431-6032
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局総務部 公正取引課 下請取引調査官 電話：098-866-0049

●中小受託取引適正化法ガイドブック●

「下請法」は「取適法」へ ～知っておきたい制度改正のポイント～（抜粋）

取適法の概要

1 目的（第1条） 中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

2 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

- (1) ●物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
●情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下	→		資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超	→		常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下	→		資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超	→		常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

3 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）、 禁止事項（第5条第1項、第2項）、調査（第12条）、勧告（第10条）等

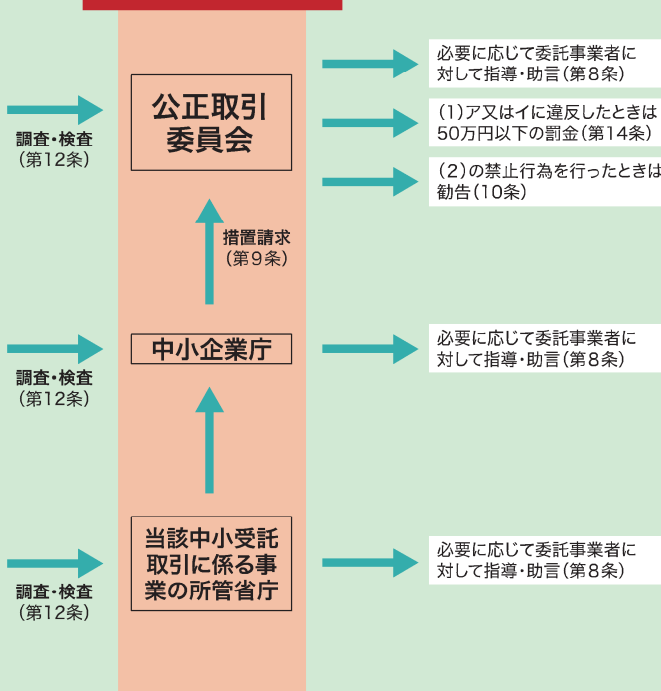
(1) 義務

- ア 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等(第4条)
イ 書類の作成・保存義務(第7条)
ウ 製造委託等代金の支払期日を定める義務(第3条)
エ 遅延利息の支払義務(第6条)

(2) 禁止事項

- ア 受領拒否の禁止(第5条第1項第1号)
イ 製造委託等代金の支払遅延の禁止(第5条第1項第2号)
ウ 製造委託等代金の減額の禁止(第5条第1項第3号)
エ 返品禁止(第5条第1項第4号)
オ 買いたたきの禁止(第5条第1項第5号)
カ 購入・利用強制の禁止(第5条第1項第6号)
キ 報復措置の禁止(第5条第1項第7号)
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第5条第2項第1号)
ケ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第5条第2項第2号)
コ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第5条第2項第3号)
サ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(第5条第2項第4号)

公正取引委員会、中小企業庁、
事業所管省庁の3者間で
「情報提供」(第13条)



取適法の適用対象

法律の対象取引(中小受託取引) = 取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金^{※1}基準又は従業員^{※2}基準から定めており、適用対象となる取引の発注者(委託事業者)が資本金基準又は従業員基準のどちらか1つでも満たす場合には、「優越的地位にある」ものとして取り扱い、中小受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※1 資本金の額又は出資の総額

※2 常時使用する従業員の数

取適法と特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)との関係

取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされています。

取引の内容

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」と大きく5つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者へ物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することをいいます。

製造委託等代金の支払遅延(第5条第1項第2号)

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

また、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

改正のポイント!



違反行為想定事例

ソフトウェア販売業者

ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー

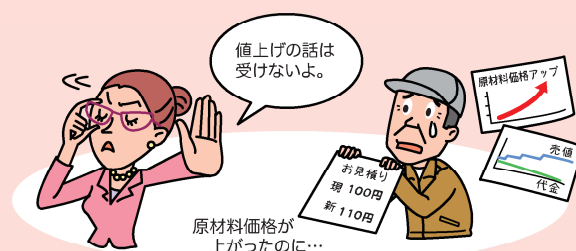
部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

協議に応じない一方的な代金決定(第5条第2項第4号)

改正により追加!

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定することです。



違反行為想定事例

運送会社

運送会社

中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

機械メーカー

部品メーカー

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。